

## コロナ禍における高齢者虐待への対応

---

札幌ことぶき法律事務所 弁護士 井川 寿幸

札幌市中央区北1条西8丁目3番地7 ホサカビル3階

電話011-596-9551 Fax 011-596-9552

# コロナ禍における新たな問題

---

- 会えない。様子が分からない。気付けない。Web面談はできても、見える範囲は限られている。気づきにくくなっていることを自覚する。
- 養護者のストレスが高まっている。介護サービスが利用できなくなって負担が増える。収入減。孤立。
- 支援者もストレスが高まっている。ご自分たちも被災者であることを意識して、燃え尽きないようにしてほしい。
- 生命の安全が最優先されて、尊厳の保持へ配慮する余裕を欠いていないか。高齢者虐待防止法の分析を通じて、できることを考える。

# 高齢者虐待防止法の目的

- 高齢者虐待防止法 一条に「目的」が記載されている。

第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

# 高齢者虐待防止法の目的

---

- ポイント

- ① 高齢者の尊厳の保持
- ② 高齢者保護と養護者支援 (児童虐待、DVの防止法とは異なり、「養護者の支援」も目的にしている)
- ③ 虐待対応を市町村、都道府県の責務として明確に規定
- ④ 高齢者の権利利益の擁護

# なぜ高齢者虐待防止法が設けられたか？

---

- 虐待防止法が無くても、虐待対応は可能。  
(虐待防止法で新たに市町村等に与えられた権限は、ごくわずか)
- 行政は、もともと老人の福祉増進の義務を負っている(老人福祉法)。
- 犯罪行為(刑罰の対象)になりうる。警察の介入も期待できる。
  - 身体的虐待→暴行・傷害、逮捕監禁等
  - ネグレクト→保護責任者遺棄等
  - 心理的虐待→侮辱・名誉毀損、脅迫等
  - 性的虐待→強制わいせつ罪、強制性交等罪(旧強姦罪)
  - 経済的虐待→横領、詐欺、恐喝
- いずれも民法上の不法行為にもなりうる。

# なぜ高齢者虐待防止法が設けられたか？

---

(支援困難ケースの中でも、虐待を特に取り上げたのはなぜか？)

- 虐待は発見されにくい。
- そもそも虐待とは何かがよく分からない。
- 虐待かもしれないと思ったが、どうすればいいのか分からない。
- 何とかしたいけど、どの機関が責任をもって対応するのか分からない。

# 「虐待」の種類

---

- 身体的虐待
- ネグレクト
- 心理的虐待
- 性的虐待
- 経済的虐待

# 身体的虐待

---

「高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること」

(たとえば・・・)

- 暴力的な行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為
- 本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為
- 本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず高齢者を乱暴に取り扱う行為
- 外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為

# ネグレクト

高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による身体的虐待、心理的虐待、性的虐待と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること

- 意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている者が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること
- 専門的診断や治療、ケアが必要であるにもかかわらず、高齢者が必要とする医療・介護保険サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する。
- 同居人による高齢者虐待と同様の行為を放置する。

# 心理的虐待・性的虐待・経済的虐待

---

- 心理的虐待  
脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的苦痛を与えること
- 性的虐待  
本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要
- 経済的虐待  
養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること

# 虐待対応

- 虐待にあたるか判断するにあたって、虐待している自覚は問わない。虐待する意思が無くても虐待になる。
- 虐待対応の目的は
  - ①安全確保(安否確認)
  - ②良いケア関係の回復・良い関係の再構築・再統合
- 虐待対応のゴール=終結とは 虐待の解消+環境整備
- 方法は 虐待要因の発見→解消+虐待要因の再発防止
- 養護者支援とは 虐待要因の発見→解消+虐待要因の再発防止

# コロナ禍での虐待対応

---

- 面会を求めにくいですが、慎重になりすぎない。
- 面会ができない場合でも、その他に採りうる手段を有効活用し、安否確認、ケア関係の維持・回復。
- 法的に採りうる手段を確認していく。

# 通報

---

- 高齢者虐待防止法7条1項

養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

- 高齢者虐待防止法7条2項

前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう**努めなければならない。**

# 通報をする場合及び受ける場合のポイント

- ポイント① 虐待を受けた「と思われる」高齢者を発見した場合の義務
- ポイント② 通報を受けた市町村は、速やかに事実確認(高齢者虐待防止法9条1項)  
「市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き」(2012年10月10日第2版・日本社会福祉士会)によれば、初回相談から事実確認まで48時間を目安に行うものとされている。
- ポイント③ 権利利益の擁護
- ポイント④ 虐待対応は責任追及ではなく 良好な関係の回復を目的とする
  
- 緊急性のあるときは義務、そうでないときは努力義務
- 緊急性とは 生命または身体に重大な危険が生じている場合
- 注意・見守りという名の放置

# 通報 不安になる要因

---

通報をしたことで支援者との関係が悪くなり、支援に支障をきたすのではないか。  
本当に通報者は守られているのか。

ポイント① 虐待対応の目的→「虐待と告げる必要はありません」

ポイント② 虐待対応の目的→「虐待と理解してもらおう必要もありません」

ポイント③ 役割分担。関係が悪くならない方法を検討するのも会議の目的  
ヘルパー、事業所、ケアマネの不安の解消

ポイント④ 基本的には任意の手段を利用して事実確認(信頼関係維持のため)。

ポイント⑤ 8条。通報・届出者を特定する情報の開示禁止

# 通報 これって虐待？

---

- 心理的虐待・ネグレクト

威圧的な態度、怒鳴る、悪口などがあり、本人も委縮しているが、本人も「仕方ない」と笑い、家族も「怒鳴るのは昔からの性格」、「ストレスをためないで一緒に生活するには接点をもたないようにしている」と述べている。ネグレクトなのか、家族が多忙なだけなのか、よくわからない。

- 本人が虐待と感じていない場合
- 本人が困っていない場合
  
- 通報段階でのポイントに立ち返る。

# 虐待対応 初動と対応段階

---

- ポイント① 権限と責任 は 誰にあるのか
- ポイント② ゴールは どこか の確認
- ポイント③ 役割分担。特に養護者支援の担当者
- ポイント④ やるべきことは、「安否確認と虐待要因の発見と解消」

# 虐待対応 初動 虐待認定等 不安になる要因

---

- 虐待対応は、家族に波風をたてるようで踏み込めない？
- 虐待行為を実際に見ないと対応できない？
- 経済的虐待とネグレクトが疑われる場合に判断に迷う？

# 虐待対応 初動 虐待認定 これって虐待？ 認定段階

- 事実確認の方法が難しい。訪問調査したいが、さりげなくが難しい。
  - 虐待の線引きがわからない。もともとの家族関係も把握しなければならない。
  - 事実確認ができないと踏み込めない。虐待が発展していくのもこわい。
  - 本人が困っていない場合、本人が虐待とっていない場合
- 
- ポイント① 虐待対応の目的 制裁ではなく・・・
  - ポイント② 使う手段はほとんどが任意。強制力発動する場面は限定的
  - ポイント③ 本人のみならず養護者も楽になるのが虐待対応

# 立入調査

- 高齢者虐待防止法11条1項

市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、・・・地域包括支援センターの職員その他高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

- 高齢者虐待防止法12条

市町村長は・・・立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において・・・必要があると認めるときは・・・警察署長に対し援助を求めることができる。

- 高齢者虐待防止法30条

正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁させず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

# 立入調査の限界

---

- いったん行えば、強制的に回答させられた養護者は、心のシャッターを閉ざしてしまう。  
→任意の調査で対応できない場合の最後の手段
- 要件にあたらぬのに立ち入れば住居侵入になる。→さまざまな工夫を行って、高齢者の生命や身体的安全確認を行ったことを、組織内で確認することが必要
- 物理的な有形力の行使は認められない。→鍵屋を呼んで鍵を開けたり、ドアを壊して立ち入ったり、窓ガラスを破って居室の中に入るようなことまではできない。

# 立入調査の実施にあたって

---

- 実施するタイミングは慎重に確定する。→高齢者と養護者が共に在宅しているときがよいか？養護者が外出しているときがよいか？
- 実施に先立って、高齢者の状況や養護者の態度などに関して予測される事態に向けてシミュレーションをしておく。
- 想定される事態に応じて、同行者を調整する(医師、保健所職員)。

# やむを得ない事由による措置

---

- 高齢者虐待防止法9条2項では・・・

初回相談の内容や事実確認によって、高齢者の生命または身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合など、養護者による高齢者虐待の防止および当該高齢者の保護を図るため必要がある場合に、適切に老人福祉法10条の4(居宅サービスの措置)、同法11条1項(養護老人ホームへの措置、特別養護老人ホームへのやむを得ない事由による措置、養護受託者への委託)の措置を講じることが規定されている。

# やむ措置Q&A

- 要するにどういうことでしょうか？

高齢者(被虐待者)と養護者(虐待者)とを分離する(避難させる)手段として、高齢者を予め確保してある特別養護老人ホーム等に入居させることです。

- 要介護認定を受けてなくても入所できるのでしょうか？

高齢者保護の要請は要介護認定の有無に関わらないので、やむ措置により入所させなければなりません。

- 養護者や家族に措置先を伝えなくてはならないのでしょうか？

伝える義務はありません。本人保護のための分離です。また、養護者が措置先の施設に訪問することで混乱が生じるおそれに配慮する必要があります。もちろん、虐待対応の進展に応じ、再統合に向けて面会させることはあり得ることで

- 高齢者本人が明確に拒否していてもできるのでしょうか？

判断能力のある高齢者が明確に分離を拒否するのであれば、やむ措置での分離はできません。その場合、粘り強く接触を続けて、高齢者本人の理解を求めていくことになります。

# 面会制限

- 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について、やむを得ない事由による措置を採った場合、市町村長や当該施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止および当該高齢者保護の観点から、養護者と高齢者の面会を制限できる(高齢者虐待防止法13条)

- どのような場合に？

養護者による連れ戻しのおそれがある場合、情報が不足しているためにそのようなおそれがあるか確認できない場合

高齢者が養護者との面会を望んでいなかったり、面会することで高齢者の心身に悪影響を及ぼす場合

保護した高齢者が施設の環境や施設職員に慣れて、信頼が生まれるまで一定の期間を要する場合

etc.

# 面会制限Q & A

- 養護者以外の家族が面会を求めてきたらどうするか？

たしかに高齢者虐待防止法では養護者のみが対象とされるが、養護者に頼まれた者が高齢者本人と面会することで、高齢者が精神的に苦痛を被ることもありうる。施設長は、施設管理権に基づいて、施設への立入りや高齢者の部屋への立入りを拒否できる。

ただし、高齢者が会いたい意向を有しているか、その意向はどのような判断に基づいたものか、会わせることでどのような問題が生じるか、職員の立会いの上で会わせることは可能であるかなど、市町村と施設長が十分協議したうえで判断されるべきである。

- やむ措置によらないで老人ホーム等に入居して避難した場合には、養護者に面会させないといけないのか？

この場合も、施設管理権に基づいて、立入りを拒否することができる。

# 成年後見制度の活用

- 高齢者虐待防止法27条1項

市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者で行う取引(以下「財産上の不当利益」という。)による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

- 高齢者虐待防止法27条2項

市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

# 成年後見制度の活用

- 制度自体は民法に規定のあるもの(ただし、老人福祉法によって、市町村長も申立権者に加わっている)
- 虐待に利用する意味

法定後見の申立ては、原則として、本人、配偶者や四親等内の親族等が行うが、高齢者虐待の場合には親族の協力を得ることが困難なことが多いため、市町村長申立てが期待される。

※経済的虐待等に対して、高齢者の医療・介護・その他生活に必要な収入・資産を確保する。

※ネグレクト等に対して、養護者の意思に関わらず、介護保険サービスの利用など、生活に必要な契約を締結する。

# 成年後見等が始まる場合

---

- 後見

精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者

- 保佐

精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者

- 補助

精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である者

# 成年後見人の権限等

---

- 後見

成年被後見人の法律行為(契約など)は取り消すことができる(ただし、日用品の購入などは除く)。

後見人には包括的な代理権がある(ただし、居住用不動産の処分の場合などの例外規定あり)

- 保佐

被保佐人が民法13条1項所定の行為(預貯金の払戻しなどの元本の領収、借財、保証、不動産など重要財産の処分、贈与、相続放棄や遺産分割など)をするには、保佐人の同意が必要となる。

保佐開始の審判申立権者等の申立てがあった場合、家庭裁判所の審判によって、特定の法律行為について保佐人に代理権が付与される(ただし、審判にあたっては、被保佐人の同意が必要とされる)。

- 補助

民法13条1項所定の行為のうち、特定の行為について、これをするには、補助人の同意が必要となる。

保佐の場合と同様の手続で、補助人に代理権が付与される(やはり被保佐人の同意が必要とされる)。

# 成年後見人の権限等

- 身上監護

具体的には、介護サービス契約、施設入所契約、医療、教育に関する契約の選定とその締結、解除のみならず、これらの契約に基づく費用の支払いや、サービスの履行状況の確認等、法律行為に当然伴うと考えられる事実行為等広範囲にわたる。

ただし、実際に被後見人を介護することなど、事実行為を行うことは含まれない。

- 財産管理

被後見人の財産全体を把握し、包括的代理権を行使することによって、これらの財産を保存したり、一定の範囲で被後見人のために利用したりすることをいう。

- 身上配慮義務

後見人は、被後見人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務を行うに当たっては、「成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない(民法858条)。

# 成年後見制度はどのように活用されるか

---

- 実際に、どのように虐待対応で活用されるか。
- その限界

# セルフネグレクト (サービス拒否、孤立、ゴミ屋敷 etc.)

---

- セルフネグレクトの対応に困難を感じる。医師の指示があるにもかかわらず、本人が適切な医療や栄養管理を受けてくれない。本人が拒否している場合、どこまで踏み込んだらよいのか。
- 利用者の気持ちやニーズを尊重して対処することが難しい。
- 本人への接し方がよくわからない。
- 本人に訪問看護や訪問介護の利用を勧めたが、今は必要ないと言って断られた。

# セルフネグレクトへの対応

---

- 高齢者虐待防止法に定める虐待の5類型のいずれにも該当しない。
- しかし、高齢者の権利利益が客観的に侵害されていることに変わりない。
- 虐待に準じた対応をすることが求められる。
- 厚生労働省マニュアルでも「市町村は、高齢者虐待防止法に規定する高齢者虐待かどうか判別しがたい事例であっても、高齢者の権利が侵害されていたり、生命や健康、生活が損なわれているような事態が予測されるなど支援が必要な場合には、高齢者虐待防止法の取り扱いに準じて、必要な援助を行っていく必要があります」と記載されている。

# セルフネグレクト 対応例？

## (このような対応でよかったか)

- 本人は家に帰りたがっているけど、認知症で80代。家はごみ屋敷の状態。帰宅するにはリスクが高すぎるし賢明ではない。
- 本人の意向はともかく空いている施設をすぐ探しましょう。すぐ埋まってしまうし。
- 本人は判断能力がないでしょうから、今後の生活のためにも成年後見人の選任を検討すべきです。すぐに医師の診断書をとりましょう。
- 近所の人がかねてから、本人の出すゴミを迷惑に思っていたので良い機会です。
- 親族も疎遠、ここは市長申立で専門職後見人をつけましょう。できるだけ「後見」の類型で。選任後、すみやかに施設移行しましょう。
- 本当に、こんな流れでよいのでしょうか？

# セルフネグレクト 対応例

## 意思決定支援とは

---

- 目的は、本人の意思決定の支援です。
- まずは、今回の居住移転に関する本人の意思決定能力のアセスメントを行いましょう。理解、記憶保持、比較検討、表現の4点につき、どうですか。
- 自宅と施設のメリット・デメリットを伝え、検討することを促しました。本人は「家に帰して」というだけでした。その他の質問に対する回答をからみても、この点に関する意思能力は欠如していると思います。
- アセスメントを実施した際の状況や環境についてはどうですか。
- 本人が落ち着いて話できるよう、以前本人が信頼していたヘルパーにも同席してもらい、トーキングマットも利用しました。
- 本人の帰宅したいという強い意向を最大限尊重するためには、リスクがあっても自宅生活のトライアルを行い、その結果をふまえて最終判断を行うことにしましょう。

# 養護者支援 に関する意見

---

- 養護者支援の方法・接し方がわからない。
  - 養護者を責めないような状況にするにはどうしたら良いのか。その後の関係性を考えると躊躇してしまう。
  - 養護者支援で難しいのは、無職、性格の偏り、支援側への強い拒否、理解不足
  - 虐待者に虐待の認識がなく、説明しても理解が得られない。
  - 養護者が精神疾患や障害をかかえたケースの支援方法
  - 養護者は介護を頑張りすぎている人が多い。
- 
- 養護者支援において必要な法律や機関についてわからない。困難ケースに気軽に相談できる窓口ができる  
と良い。借金、成年後見、生活保護、雇用、消費者被害、損害賠償問題、被害届、施設とのトラブル etc.

# 養護者支援の責任

---

- 高齢者虐待防止法14条1項

市町村は、第6条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

↓

市町村には、養護者の負担を軽減するために必要な措置をとる責任があります。

# 関係者の連携の取り方

---

- 情報が十分にヘルパーや事業所等からあがってこないと考えている場合
- 情報をあげたのに包括や行政が対応していないと考えている場合
- 「虐待の有無」「虐待対応の内容」等につき温度差がある場合
  - 研修の実施。方法の工夫(事例の持ち寄り? 全体アンケート方式? 職種別に整理?)
- 責任者が明確でない。現場の懸念(通報者の秘密、支援関係の維持)が伝わっていない。
  - 会議で役割分担をはっきりと定める。現場関係者に広く参加してもらう。

# 権利擁護 虐待通報・虐待認定・虐待対応

- 究極目的は高齢者の権利利益の擁護
- 表面上の同意を重視しないで、客観的事実から考える
- 自分の子どもだったら、自分の親だったら、自分だったらどうするか
- 本人が、元気なときだったらどう考えたか
- 自分が虐待されることはあり得るか、虐待することはあり得ないのか、虐待している人は自分が虐待をする人だと思っていたらどうか、虐待をする人は特別な人なのか
- 高齢者と養護者はどのような関係を望んでいるだろうか

# コロナ禍で

---

- 慎重になりすぎない。
- 面会ができない場合でも、その他に採りうる手段を有効活用し、安否確認、ケア関係の維持・回復。

# ご清聴ありがとうございました

---

(参考文献)

- 「超高齢化社会におけるホームロイヤーマニュアル」(日本弁護士連合会高齢社会対策本部編・日本加除出版株式会社)
- 市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き(社団法人日本社会福祉士会編・中央法規出版株式会社)
- 「相談・支援のための福祉・医療制度活用ハンドブック」(公益社団法人日本医療社会福祉協会編・新日本法規出版株式会社)